

## 審　　査　　基　　準

令和5年4月1日作成

法　　令　　名　：道路交通法
根　　拠　　条　　項　：第107条の7第3項
処　　分　　の　　概　　要　：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）　：千葉県公安委員会
法　令　の　定　め　：道路交通法第107条の7第1項及び第2項（国外運転免許証の交付） 道路交通法施行規則第37条の8（国外運転免許証の交付）、第37条の9（国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審　　査　　基　　準　：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標　　準　　処　　理　　期　　間　：1日
申　　請　　先　：交通部運転免許本部運転免許課
問　　い　合　わ　せ　先　：交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000
備　　考　　：